

## 令和元年度第2回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 議事録

(開催日時) 令和2年1月21日(火) 10時00分～11時40分

(開催場所) エスポワールいわて 2階 大ホール(盛岡市中央通一丁目1-38)

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委員紹介
- 4 議 事
  - (1) 「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020～2024)」最終案について(協議)
  - (2) その他
- 5 その他
- 6 閉 会

[出席委員(敬称略、五十音順) 30名中25名出席(欠席5名)]

赤坂 栄里子	一般社団法人岩手県歯科医師会理事
阿部 昭博	岩手県立大学ソフトウェア情報学部教授
伊藤 昇	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会会長
及川 清隆	社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会理事長
大信田 康統	一般社団法人アースメイト副代表
太田代 洋一郎	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合専務理事
小笠原 純子	公募委員
小野寺 郁夫	特定非営利活動法人みんなでつくる平泉理事長
加藤 隆男	岩手県ボランティア団体連絡協議会会長
加藤 秀行	雫石町地域整備課長
狩野 徹	岩手県立大学副学長
川村 正司	公益社団法人日本オストミー協会岩手県支部支部長
菊池 孝	公益財団法人岩手県観光協会専務理事兼事務局長
佐々木 祐子	岩手県商工会議所女性会会長
鈴木 一成	公益社団法人岩手県バス協会事務局長
高橋 修	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会理事長
高橋 幸子	一般社団法人岩手県聴覚障害者協会事務局長
高橋 智	社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会理事
竹田 美代子	公募委員
千葉 則子	岩手県ホームヘルパー協議会会長
中嶋 良彦	宮古市保健福祉部長
畠山 智禎	公益財団法人岩手県国際交流協会理事長

篠福 郁子	有限会社オーツ一設計事務所管理部長
藤原 哲	株式会社岩手日報社編集局次長
吉本 博之	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 総務部企画室長 (代理出席 副課長 高橋 道博)

[県側出席者]

(事務局)

野原 勝	保健福祉部長
菊池 優幸	保健福祉部地域福祉課総括課長
浅沼 修	保健福祉部地域福祉課生活福祉担当課長
佐藤 健	保健福祉部地域福祉課主任主査
坂本 瑞歩	保健福祉部地域福祉課主事

(関係室課)

北枿 玲子	政策地域部国際室国際交流担当課長
山田 智幸	政策地域部交通政策室特命課長
高井 知行	環境生活部若者女性協働推進室男女共同参画課長
畠山 直人	保健福祉部長寿社会課高齢福祉担当課長
佐藤 和彦	保健福祉部障がい保健福祉課主任主査
大内 毅	保健福祉部子ども子育て支援課少子化・子育て支援担当課長
藤原 ひろみ	商工労働観光部観光課主任主査
藤島 謙	県土整備部道路環境課維持担当課長
八重樫 学	県土整備部都市計画課総括課長
嶋田 英人	県土整備部建築住宅課主任主査
細川 尚樹	県土整備部建築住宅課技師
立木 啓	県土整備部建築住宅課技師
新田 芳文	教育委員会事務局教育企画室学校施設課長
神久保 貴幸	教育委員会事務局教育企画室主任主査
高橋 縁	教育委員会事務局学校教育課特別支援教育課長

## 1 開会

(地域福祉課浅沼生活福祉担当課長)

皆様、本日はお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

岩手県保健福祉部地域福祉課の浅沼と申します。本日はよろしくどうぞお願いいたします。

定刻となりましたので、ただいまから令和元年度第2回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様 30 名中 25 名の方に御出席いただいておりますこと

から、ひとにやさしいまちづくり条例第38条第2項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

なお、本日の会議は公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、会議に先立ち、野原保健福祉部長から御挨拶申し上げます。

## 2 挨拶

(野原保健福祉部長)

令和元年度第2回ひとにやさしいまちづくり推進協議会の開会にあたり、御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、また、今日は寒気が入り寒くなってきた中、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃よりひとにやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの推進に御協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

第1回の推進協議会では、ひとにやさしいまちづくり推進指針の素案をお示しし、多くの御意見をいただいたところでございます。

本日の協議会では、この新たなひとにやさしいまちづくり推進指針の最終案について、御協議いただきたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 3 委員紹介

(地域福祉課浅沼生活福祉担当課長)

続きまして、次第は、委員紹介となっておりますが、本日は、今年度第2回の推進協議会開催となっておりますので、誠に失礼ながら、委員紹介につきましては割愛させていただきます。御了承いただきますようお願いいたします。

## 4 議事

(地域福祉課浅沼生活福祉担当課長)

それでは、議事に入らせていただきます。これ以降の進行につきましては、条例第37条2項の規定によりまして、会長が会議の議長になることとされております。狩野会長、以降の進行についてよろしくお願いいたします。

(狩野会長)

狩野です。おはようございます。

早速、議事の方に入らせていただきます。(1)ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020～2024)の最終案について、まず事務局から説明していただき、その後質疑の時間を取らせていただきます。それでは事務局、よろしくお願いいたします。

【事務局（地域福祉課坂本主事）から資料1～資料4に基づき説明】

(狩野会長)

ありがとうございました。資料1、2を中心に説明し、資料3は概要、資料4が指針でした。資料3の2枚目に、推進方向と指標があります。

どの資料についても構いません。質疑といたします。いかがでしょうか。

(畠山委員)

県の国際交流協会の畠山でございます。

資料に基づき説明、ありがとうございました。

仕事柄、外国人関連のお願いを一つさせていただきたいと思います。県内では、働く外国人など、在住外国人が増えていますし、観光客でいらっしゃる方もいる。その中で、御要望いただくのは、外国人にやさしいまちづくり、具体的には多言語表記でございます。この点につきましては、説明いただいた資料2の20番に意見が出されており、それなりに指針の中に反映いただいたと思われまふ。ただ、拝見しましたところ、交通機関のところに記述がないので、よろしければ多言語表記について加えていただけないかなと思います。去年も、この会議の場で申し上げたところでございます。移動する場合に、多言語表示でなければスムーズにいかない。できれば、そういうところも改善していただきたいと思っています。先程、会議が始まる前にバス協会さんの方に確認をさせていただきましたところ、鋭意取り組んでいらっしゃるという状況にあるようですので、是非、指針の中に盛り込んで、どんどん進めていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

(狩野会長)

ありがとうございました。これについていかがでしょうか。担当部局。

(交通政策室山田特命課長)

多言語化の話につきましては、我々交通の方でも色々聞いているところでございます。多様な利用者に配慮した取組については、事業者からも状況を聞いております。指針の中にどのように盛り込めるかについては、考えさせていただければと思います。

(畠山委員)

可能な形で入れていただければと思います。よろしくお願ひします。

(狩野会長)

是非、検討していただきますようお願いいたします。

あといかがでしょうか。及川委員お願ひします。

(及川委員)

先程、大変詳細に説明いただきありがとうございました。視覚障害者福祉協会の及川です。資料が膨大で、視覚障がい者の特性上、一気に見るということが困難なので、教えていただきたいのですが。

実は、視覚障がい者というと、盲人、いわゆる全然見えない人を想像する。しかし、実際は視覚障がい者のおよそ9割は、見えにくい人。弱視者やロービジョンといいます。視覚障がい者には、見えない人と見えにくい人がいるということを、どこかに記述していただきたい。これは、一般の人も、私のように白杖を持って、全然見えない人を想像してしまいますが、実は、8～9割は見えにくい人が困っている。どこかにそういう記述を入れていただきたいというのが一つ。

二つ目は、点字ブロックあるいは誘導ブロックというのは、観光の景観を損ねるとか、街並みの景観を損ねるということで、私は、黄色い点字ブロックというのは市民権を得たものと思っておりましたが、県内においても、グレーとか黒とか茶の点字ブロックが県内でも徐々に増えています。点字ブロック、誘導ブロックというのは、もちろん私はそれを頼りにしないと独立した歩行ができませんけれども、実は、弱視者も頼りにしているのです。あの色を頼りに、見えにくい人は歩いていますので、弱視者も頼りに社会参加しているのだということ。それから、景観を損ねる、観光、街並み景観を損ねるということは、私はよく分かりませんが、私はいつもどこの会合に行っても、もしそういう話があるのであれば、いつどこの市町村で、どこの町内で、どんな人が、どんな理由でそういう話をしたのか、もしくは、観光であれば、黄色の点字ブロックを敷設したことによって観光収入がどのくらい減少したのか具体的に教えて欲しいと言っています。でも、それは全然聞いたことがありません。だから、そこは、県民と視覚障がい者のそれぞれの折り合いどころというのがあるのかもしれないけれども、私はあまりそうは思いませんけれども、いずれ点字ブロックは見えない人も、見えにくい人も、命と同じなのです。そこを外れると、迷いに迷って歩けなくなる。もしくは事故につながるということになります。

もし、最終案に記述があれば教えていただきたいと思いますし、もしなければどこかの項目に、社会に発信する意味で盛り込んでいただきたいと思います。

以上、2点です。よろしくお願いします。

(狩野会長)

ありがとうございました。事務局の方で、具体的に盛り込んでいる可能性もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

(地域福祉課坂本主事)

御意見いただきました、点字ブロック、誘導ブロックについて、あり方等については意識啓発のところまで載せておりますが、黄色であることが重要であるという具体的なところまで記述がないといったところであります。まちづくりの部分で、まちづくりユニバーサルデザインガイドラインの周知を図ることとしておりますが、そのまちづくりユニバーサルデザインガイドラインには、誘導ブロックは黄色を基本とすることを明記しております。

視覚障がい者のうち9割の方が弱視、ロービジョン者であるということについて、記載がありませんでしたので、こちらについても記載について検討させていただきます。

(地域福祉課浅沼生活福祉担当課長)

事務局の浅沼と申します。補足させていただきます。

点字ブロック、誘導ブロックの設置につきましては、以前から様々な場面で御意見をいただいております。私どもが、道路管理者にお話を聞いたところ、色の取扱いについては、周辺住民の方の色々な御意見を取り入れて整備を進めたときに、なるべく目立たないような形でという御意見があり、意見を取り入れた結果、グレーで設置されてしまったという実情があると伺いました。

以前、そういった御意見をいただいたことを踏まえて、道路管理者に点字ブロックの色の意味や必要性について、会議を通じて説明する機会を作っていただき、我々も周知に努めているところでございます。今の御意見について、記述の方法等については、事務局の方で調整させていただければと思います。ありがとうございました。

(狩野会長)

及川委員、よろしいでしょうか。

(及川委員)

はい。

(狩野会長)

それでは、次に参ります。高橋委員。

(高橋幸子委員)

聴覚障害者協会の高橋です。2つ意見があります。

1つは、19番の欄の中に、視覚障がい者への情報化対応が遅れているという話がありましたが、聴覚障がい者についても遅れており、気にかかる点があります。「警察 110 番」というアプリがございませう。それを使うのは良いことだという話もありましたが、聴こえない人が来てよく相談を受けます。「本当にそれを使っても良いものか？心配だ」という内容です。また、警察からその情報が来たのか、どこからその情報が来ているのかが曖昧で、県の福祉課からも、情報をいただいたうえで広められれば、信ぴょう性があったと思います。その対応の遅れで、もしかしたら悪いアプリなのかもという心配が広まっているということを含めて、きちんと早めにそういう報告をいただきましたかったです。

2つ目は、観光地のバリアフリーについてです。外国人のコミュニケーションについてはありますが、聴覚障がい者の対応についても考えてほしいです。全国の聴覚障がい者が平泉の文化遺産が素晴らしいということで観光に行きました。案内の受付で、「手話通訳はいますか」と尋ねましたがいないとのことで、ただ見て回るだけでつまらなかったと言われ、すごくショックでした。このことについて、手話通訳を付けて欲しいと、一関市にも伝えてはおりますが、なかなか進まない状況でおります。手話通訳を付けて欲しいということをお願いしたいです。

(狩野会長)

ありがとうございました。かなり具体的な事例のお話ですので、どのように対応しているのかについて、お願いします。

(障がい保健福祉課佐藤主任主査)

障がい保健福祉課佐藤と申します。

110 番のアプリについて御説明いたします。このアプリは、警察庁で作成、岩手県警本部が周知に努めているものでございます。県警本部から県障がい保健福祉課にもお話があり、当課から市町村や教育委員会を通じて特別支援学校等にアプリの周知を依頼したところですが、こうした 110 番のアプリについては、広く触れ回るとかなりいたずらが多いということで、対象を限定してお知らせして欲しいとの話がありましたことから、対象を絞って、あまり大きく周知しないように依頼したところですが、聴覚に障がいがある方がお使いできるような形でお伝えしていきたいと考えているところでございます。

(地域福祉課浅沼生活福祉担当課長)

地域福祉課の浅沼と申します。今回の指針の中では、観光地のところで、観光地における宿泊施設等のバリアフリー対応や、受入環境の整備について記述しております。本文 20 ページでございます。先程、情報化のところ、今回御説明した中では、視覚障がい者のお話をさせていただきましたが、聴覚障がい者の方の情報に様々な課題があるという御指摘はそのとおりだと思いますので、そうした視点で、分かっていたるように、記述について調整させていただきたいと思っております。

(高橋幸子委員)

分かりました。

(狩野会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。小笠原委員。

(小笠原委員)

公募委員の小笠原純子です。

資料を見て、平成は「H」、令和は「R」と表記することを知りました。私は昭和生まれですので「S」と表記する場合もあるし、令和は「R」だと改めて気づきました。

それから、エスポワールいわてのトイレに入ったら、荷物を掛けるフックが、高いところと私の手が届く中間の高さのところがあり、大変改善されていると感じました。

フックのことについて、資料 2 の 8 番に出ていますが、これからもそういった視点で、高いところに手が届かなくなっている人もいたり、色んな都合で届かない人、子どももトイレに入りますから、そういう視点でフックを付けることが大事だと思います。

また、もう 1 つですが、女性、男性について、見たり聞いたりしたことですが。彼 he、彼女 she、

性的マイノリティの人 they、と性別のない呼び方があるということを初めて知りました。共生社会で生活するためには、男性、女性、性的マイノリティの方など様々な人を社会で受け入れるためにも、表現の仕方に気を付けて、皆さんに広報活動というか、情報を出すことがひとにやさしいまちをつくるのではないかと。言葉の使い方を知っていきたくて思いました。以上です。

(狩野会長)

ありがとうございました。感想だと思いますが、事務局いかがでしょうか。

(地域福祉課浅沼生活福祉担当課長)

ありがとうございました。フックの位置の話、性的マイノリティなど様々な状況の方をどのように表現するか、どのように尊重するか、あるいは自分とは違う環境にある方をどのように理解するかということが、その根底には必要であろうと思います。私達も、そういった視点で、この指針を作成させていただいたと思っていますし、そのようなことをこれからもっと県民の皆様に御理解いただけるように、取組んでいきたいと思っています。御意見ありがとうございました。

(狩野会長)

ありがとうございました。先程手が挙がりました阿部先生、よろしくお願いします。

(阿部委員)

県立大ソフトウェア情報学部の阿部です。

資料1の主要な指標についての、4情報発信のところで、ユニバーサルデザイン電子マップ掲載数が挙げられております。私自身、いわゆるバリアフリーマップ、ICTを使ったバリアフリーの研究並びに地域への展開に協力してきた経緯もございます。

電子マップの掲載数を増やしていくことに対しては、良いのですが、掲載した情報の更新が適宜なされるということもまた重要であります。目標値に掲載数を掲げることは非常に良いことだと思いますが、その目標値を達成することにいっぱい新規の施設だけを載せて、既存の施設の情報の更新、例えば施設の設備が改修されたところの情報をどう反映するかといったところが疎かになる可能性もあるので、この作業にあたっては、そういった点についても配慮して欲しいということを改めて申し上げます。

(狩野会長)

新規だけではなく、運用の質のところであったと思います。検討の方、いかがでしょうか。

(地域福祉課浅沼生活福祉担当課長)

確かに、設備や情報は数多くあるのは、非常に大事ですが、その情報の内容が正確であるということが大事でありますし、正確であるということが、皆様の電子マップの利用を促進していくものと考えております。この取組を進めるにあたって、その点をしっかりと留意して進めていきたいと思っています。御意見ありがとうございました。



(狩野会長)

ありがとうございました。あといかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いくつか出てきましたので、修正、加筆できるところはしていただくということ、御意見の中には、指針の内容ということよりも取組を進めていくにあたり導入していくこと、方針についての御意見もありましたので、そういったことを踏まえて進めていただければと思います。よろしいでしょうか。

次第は、その他になっております。事務局からありますでしょうか。

(地域福祉課浅沼生活福祉担当課長)

事務局からはございません。

(狩野会長)

委員の方から、情報提供等ありますでしょうか。それではお願いします。

(太田代委員)

旅館組合の太田代と申します。

今回は、観光、宿泊施設等のことについて教えていただければと思います。

先日、京都で、京都府か京都市か明確な記憶ではないのですが、新規の宿泊施設については、全ての客室並びパブリックスペースにおいてバリアフリー化を義務付けるという条例が、検討されたのか施行されたのかもはっきりとは分からないのですが、マスコミによる報道がありましたので、法令化が進んでいる状況かと思えます。また、東京、大阪でも同じように検討されていると聞いております。これは、増え過ぎた宿泊施設の抑制ではないかという意見もあり、確かにカプセルホテルのような、全くバリアフリーにしない、営利目的だけの宿泊施設もある訳でございまして、そういった宿泊施設を増やさないための条例であるのかなと感じているところでございます。

岩手県では、そういった新規の宿泊施設に対する規制というのは、若干はありますが、例えば100室につき1室はバリアフリー客室を作らないならない、というのがあるかとは思いますが、促進するという意味で、制度化することをお考えかどうか伺いたいと思います。

(狩野会長)

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

(太田代委員)

分かる範囲でお願いします。

(地域福祉課浅沼生活福祉担当課長)

ありがとうございます。今お話のありました他の自治体の規制の状況について、不勉強で十分に

把握しておりませんが、私どもの方では、そういった形で規制を強化することについては検討していない状況でございます。我々の基本的な理解は、そうしたバリアフリーの必要性や、障がいのある方の状況を皆さんに御理解いただき、それぞれの取組の中で、バリアフリーを進めていただく、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を進めていただければと考えております。

(狩野会長)

近々にはないということですね。実情に合わせて作っていくということかと思えます。

委員の方々から、他にはありませんでしょうか。

予定していた時間より、おかげ様で早く進みました。指針について、検討も何度も何度も繰り返し替えてきたので、良い指針になったかと思えます。色々とお協力ありがとうございました。

議事については終了とさせていただきます。事務局にお返しします。

(地域福祉課浅沼生活福祉担当課長)

御審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは次第のその他でございますが、委員の皆様からありますでしょうか。特にないようでございますので、本日の協議会の結びといたしまして、野原部長からコメントをさせていただきたいと思えます。

(野原部長)

11月に続き2回に渡りまして、ひとにやさしいまちづくり推進指針について、多くの御意見をいただきまして誠にありがとうございました。また、2回の運営につきまして、議長を務めていただきました狩野会長、ありがとうございました。

本日も、多くの委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。及川委員、高橋委員からは、本当に具体的な事例について御意見を頂戴いたしました。私も全くその通りだと意を強くしたところでございます。

本日いただいた意見についても、最終案に反映させていただき成案とするべく、今後作業を進めていきたいと考えております。

また、指針を作って終わり、ではないと考えております。ここにあります県の責務として、県の指針でございますので、指針に基づいた取組を市町村や事業者、民間団体、そして県民の方々と共に連携をして、魂を入れて取組を進めていかなければならないと考えております。

行政だけでは、なかなか進まない面もございます。委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から、ぜひひとにやさしいまちづくりの推進について、引き続き、御支援、御協力をいただければと思えます。

本日は、本当にありがとうございました。

## 6 閉会

(地域福祉課浅沼生活福祉担当課長)

以上をもちまして、令和元年度第2回岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を閉会いたし

ます。

本日は誠にありがとうございました。